

第3次 新横田基地 公害訴訟

準備会ニュース 第1号

発行 第3次新横田基地公害訴訟準備会
連絡先 〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3 白鳥第2ビル 302号
TEL/FAX 042-552-4451
E mail syokotas@vesta.ocn.ne.jp

第3次訴訟に向けて 準備会が本格稼動

6月26日の第2次新横田基地公害訴訟原告団の解散総会、解団式を受けて、次期訴訟の準備会が本格的に動きだしました。第2次訴訟で求めてきた飛行差し止めや将来の損害賠償請求はまたもや認められませんでした。

孫子の代まで静かで安心して暮らせる住みよい環境のために、私たちは再び裁判に訴えます。

今、横田基地に配備されているCV22オスプレイは6機（2018年10月1日に5機配備。2021年7月6日に6機目が飛来）ですが、2024年までには10機にされようとしています。激しい轟音を発する戦闘機の飛来も多くなりました。オスプレイとC-130Jによる連日繰り返される市街地上空の低空旋回飛行訓練が激しくなり、平穏な生活を求める私たちの声を無視するかのよう、横田基地が日米一体の軍事訓練を行う危険な基地に変貌しています。住民の皆様からは、次の裁判への期待の声が高まっています。

前回の裁判はコンター75W以上の原告の賠償が認められましたが、75W外の被害は認められませんでした。しかし、現実には、コンターに関係なく西へ東へと、オスプレイや、C130Jの低空飛行訓練が激しくなっており、75Wコンター外の被害救済も課題の一つです。

いっぽうで、コンター75W以上の被害地域内には7万5千人もの人々が暮らしています。それらの世帯すべてに、訴訟のお知らせをお届けできるように、チラシの配布やSNSを活用した宣伝を計画しています。

準備は急ピッチで進んでいます。原告募集が開始されましたら、近隣の方々にも原告団加入を薦めていただきますよう、よろしくお願いいたします。



第2次新横田基地公害訴訟原告団 解散総会・解団式を行いました

6月26日、昭島駅前のレンタルスペースをメイン会場として、オンライン配信を併用して原告団解散総会と解団式を行いました。

メイン会場には、原告団・弁護団の代表34名が参加。ZOOMウェブ会議システムで9名が参加しました。

総会では、原告団決算報告がなされ、残金を第3次新横田基地公害訴訟準備会へ移譲する議案が、参加者全員の賛成で確認されたことをご報告いたします。



奥村事務局長から、米軍機騒音の悪化状況が紹介され、米軍機騒音被害に終止符を打とう！と、力強い閉会挨拶があった。

第2部の解団式では、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の金子豊貴男代表から激励をいただきました。また、昨年5300名を超える原告団を結成した「第3次普天間基地爆音訴訟原告団」から、応援メッセージのビデオレターが披露され励まされました。

解団式のオープニングは、「抱きしめるなら星ほどの夢」の歌とピアノ演奏で始まりしました。新横田基地公害訴訟（第1次）の3周年記念に寄せて、当時原告だった、野村康子さんが作詞し、後藤寿美さんが作曲した思い出の楽曲です。最後は、昭島原告の赤松正一さんが作詞した「お前たちの飛ぶ空はない」を歌とピアノ演奏で締めくくりました。

2013年2月に原告団結成総会が行われてから8年余り、第2次新横田基地公害訴訟原告団としてはひと区切りを迎えましたが、解団式では第3次新訴訟への決意を新たにする発展的な解団式となりました。解団式の様子はYoutubeで配信されています。

<https://youtu.be/iPflfgG0nuc>



【抱きしめるなら星ほどの夢】

だきしめるなら星ほどの夢
どこまでも広がる空に願いをこめて
先生のお歌がちゃんと聞こえるように
窓がびりびりにならないように
怖くて頭をかかえなくてもいいように
空が空のまま 夜が夜のまま
みんながみんなのままでいられるように
夢をもとめて生きられる そんな世界を
夢をもとめて生きられる そんな世界を
だきしめるなら星ほどの夢
どこまでも広がる空に願いをこめて

【お前たちの飛ぶ空はない】

幼い顔が恐怖におののき
かわいい両手が小さな耳をふさぐ
大地をゆるがす轟音
それはおまえたち米軍機の爆音
* この空のこの青い日本の空には
おまえたちの飛ぶそらはない

テレビの画面がななめにゆがみ
だいじな電話の音が聞こえない
耳をつんざく轟音
それはおまえたち米軍機の爆音
* くりかえし



6月26日 解団式

土地利用規制法案に反対声明をだしました

土地利用規制法案は2021年6月16日未明の参議院本会議で強行採決・可決成立し、6月23日に公布されました。人権擁護の立場から見て、「発動させないことが大事」との指摘がされ、日本弁護士連合会や自由法曹団が、反対声明を出していましたが、委員会審議時間がわずかに12時間というスピード審議で成立してしまいました。

6月15日に第2次新横田基地公害訴訟原告団・弁護団はこの法案への反対声明を、参議院内閣委員21名の国会議員とマスコミ各社、主要政党本部など35か所に宛てて送りました。

【声明文全文】 6月16日、会期末を迎えた通常国会で、国民を調査・監視し、重大な人権侵害をもたらす土地利用規制法案の成立が強行されようとしています。法案は、自衛隊や米軍の基地、原発の周囲や国境にある離島などを「中止区域」や「特別中止区域」に指定して、土地建物の利用状況を調査して利用規制し、調査に従わなかったり、規制の命令に違反したり、土地建物の売買の届出義務に違反すると懲役又は罰金を科すというものです。

そもそも、施設から1キロ以内の土地建物に関しては、住民だけでなく商店やホテル、事務所、公民館などもあります。これらを利用する市民も調査の対象とされることとなります。利用規制を命令される「機能阻害行為」も、どういった行為なのかなど全く不明確です。

しかも、調査は、日常生活、広く表現活動や思想・信条にまで及ぶ危険があります。横田周辺の住民がオスプレイやヘリコプターの騒音防止を求めたり、有害物質の流出による環境汚染を追及することも対象とされることが危惧されます。そもそも、基地騒音の被害を受けている住民が、基地の状況を調査する

ことは、被害者として当然の権利です。逆に、被害住民を調査の対象とし、監視したり、土地建物の利用を規制するなどと言うのは、本末転倒と言わなければなりません。

今年に入って、防衛省は、訴訟原告らの個人情報データを民間活用しようとする問題が発覚し、デジタル関連法が審議される国会でも大きな問題となりました。あらゆる行政機関、自治体や住民から報告を求めようとしています。土地利用規制法案では、自治体も住民の情報を提供する役割を担うことになり、住民も協力させられ「密告」を求められることにもなりかねません。

法案は、米軍や自衛隊のために、住民の個人情報データを調査して監視し、土地や建物の利用まで規制するというものであって、軍事を優先して、自由や人権を制限するものです。私たちは、日本国憲法のもとで平和のうちに平穏に生活し、一人ひとりの個人が大切にされる社会こそ求めるものです。自由と人権を抑圧する土地利用規制法案は断固廃案にするよう強く求める次第です。

2021年6月15日

法案は6月23日に公布されました。私たちが、基地の状況を調査することは、被害者として当然の権利です。調査対象とされたり、監視されたりすることなどあってはなりません。今後も注視していきましょう。法案の問題点をまとめた「ワーカーズ・フォー・ピース」のサイトを紹介します。



「重要土地規制法」の問題点

全国公害被害者総行動デー 2年ぶりの政府交渉



第46回全国公害被害者総行動デーの一環として政府交渉をおこないました。昨年ではコロナ感染予防のため中止となり、約2年ぶりの政府交渉となりました。メイン要請会場（霞が関）とオンライン配信を併用して行いました。普天間爆音訴訟原告団、岩国爆音訴訟団、新田原（にゅうたばる）基地爆音訴訟原告団からはオンラインで要請発言を行いました。

第1日目の7月6日は、参議院議員会館をメイン会場とした防衛省・外務省への合同

交渉でした。

全国の基地訴訟団からの45項目の質問に対する回答に75分間を要しながらも的を得ない回答が続きます。防衛省は、米軍の訓練が、日米安保条約上必要な訓練との強い認識を持ち、住民の立場に立って騒音被害解消に向けて、米側に毅然と対峙していない態度に憤りを禁じえません。

この日の交渉で良しとはせず、今後、文書による再回答を求めています。

第2日目、7月7日午前は環境省交渉、午後は国土交通省交渉と続けました。



環境大臣宛の要請書を交付する福本道夫さん
(全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長)



防衛省・外務省交渉（参議院議員会館にて）